

【 窓 口 ご 案 内 】

この度は、ご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げます。

後日、落ち着かれましたら、下記のメッセージ欄を参考にされ、該当する項目の手続きを担当窓口で済ませてください。

佐々町役場 電話 0956-62-2101

担 当 課 ・ 班		メ ッ セ ー ジ
住民福祉課	福祉班	・ 重度心身障害者医療受給者の方は、受給者証を返還して下さい。 ・ 身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は、手帳を持参のうえ返還届をして下さい。 ・ 児童手当受給者の方は、消滅届をして下さい。 ・ 児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けておられた方は、証書を持参のうえ変更届をして下さい。 ・ 配偶者の死亡により、母子または父子家庭となられる方は、福祉班へご相談下さい。 ・ 乳幼児医療、母子医療、父子医療受給者の方は、受給者証の返還または受給資格変更届をして下さい。 ・ 原爆被爆者手帳をお持ちの方は、福祉班にお寄り下さい。 ・ 介護保険証をお持ちの方は、保険証を返還して下さい。
	住民班	・ 死亡された方のマイナンバーカード、通知カード、住民基本台帳カードは失効や抹消の手続きはありません。また返納の必要もありません。なお、<u>マイナンバーカード</u>（または通知カード）については、各種手続きでマイナンバーが必要となる可能性がありますので手続きが終わるまでは保管し、不要になった段階で破棄して下さい。 ・ 死亡された方の印鑑登録証は、失効や抹消する手続きはありません。登録証は返納していただくか、ご家族様の方で破棄して下さい。
保険環境課	保険年金班	・ 国民健康保険又は後期高齢者医療保険の被保険者の方は、保険証、葬祭執行者の通帳、葬祭執行者と確認できる書類（会葬礼状など）を持参のうえ喪失の手続きをして下さい。 ・ 国民年金加入者又は受給者の方は、死亡された方の年金証書、相続人のマイナンバーカード（または通知カード）・通帳を持参のうえ未支給年金の請求手続きをして下さい。
	環境衛生班	・ 印鑑と火葬料の領収証を持参のうえ火葬料補助金の申請をして下さい。 ・ 犬の飼い主の方は、飼い主変更の手続きをして下さい。
水道課	上・下水道班	・ 水道の名義変更等が必要な方は手続きをして下さい。
税財政課	税務班	・ 固定資産をお持ちの方は、相続人代表者指定の手続きをして下さい。 ・ 軽自動車（原動機付自転車含む）を所有していた方は、名義を変更して下さい。
建設課	総務班	・ 町営住宅にお住まいの方は、建設課へお寄り下さい。
農業委員会		・ 農地の相続で、農地の権利を取得した場合は、農業委員会へ届出が必要です。

※町内会に加入されていた場合は、町内会にご連絡下さい。